

5 陳 情 第 4 8 号	カーブミラー設置に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和5年12月7日受理、令和6年2月22日付託
陳 情 者	新宿区大久保 _____ _____ 理事長 _____

## ( 要 旨 )

マンション駐車場出入り口に接する区道へのカーブミラー設置を陳情致します。

## ( 理 由 )

- 1 マンションへの納品等一時的な駐車が大変多く、マンション駐車場から区道への出入口付近に駐停車する車が多い。その為、対向車線の見視確認が難しく右折左折とも、危険な事故につながりかねない。
- 2 カーブミラーを区道の反対車線歩道側に設置することにより、付近に車を駐停車していても対向車線の走行状況が確認でき、事故の危険性を大幅に下げることが期待出来る。
- 3 当マンションの横に建築されているマンション駐車場出入口が当マンションの出入口に並び接している為、ミラーの設置は単独の効果だけでなく倍の効果が見込める。
- 4 マンションの管理スタッフでは車の駐車禁止や移動等については権限もなく、警察への通報を頻繁にする事は警察の方への過度な負担を強いる事になりかねない。